新富げんきなひろば　占有利用について

１　占有利用できる時間

　　平日午前9時から正午まで

２　占有利用申請が必要となる場合

　(1) 広場全部または一部を占有し，他の広場の利用を制限する場

　　合

　(2) 広く告知し不特定多数の参加を募るイベント等を開催する場

　　合

　(3) 物品販売を伴うイベント等を開催する場合（営利目的は不可）

　(4) 拡声器等、音響装置を使用するイベント等を開催する場合

　　（承諾のないアンプ，スピーカーを使用した楽器演奏，演説は

　　不可）

３　占有利用申請について

　(1)新富げんきなひろばの占有利用を希望する町会や自治会，団

　　体は，「占有利用申請書」及び「別紙　配置図」を子育て支援

　　課へ提出し，承諾を得ること。

　(2)申請受付は，利用しようとする日から2ヶ月前の月の初日か

　　ら利用の1ヶ月前まで。

　(3)「占有利用申請書」は，原則としてメールにて提出すること。

４　審査について

　(1)「占有利用申請書」を受理したときは速やかに審査を行うも

　　のとする。

　(2)行為の承諾申請者へは承諾の可否を決定し，その旨を「占有

　　利用承諾通知書」により通知するものとする。

　(3)複数の団体で利用希望日が重なった場合は，原則として先に

　　「占有利用申請書」を子育て支援課へ提出した団体を優先する。

５　利用の諸条件

　(1)火気の使用は原則禁止とする。

　(2)新富げんきなひろば周辺は車両の駐車は禁止とする。

　(3)他の利用者及び近隣住民に迷惑をかけないこと。

　(4)「おやこ広場」の占有利用は不可とする。

　(5)利用後は清掃等を行い，ゴミ等（資源ごみを含む）は持ち帰

　　り，現状に復すこと。

　(6)遊具，樹木等の新富げんきなひろば内施設を破損しないこと。

　(7)ボール等を使用する場合は，決められた範囲内で周囲の安全

　　に留意すること。

　(8)その他，管理者の指示に従うこと。

６　その他

　(1)ひろばに駐車場はないため，徒歩や自転車等で来園すること。

　(2)諸条件を守れない場合，利用承諾を取り消すことがある。

７　審査基準

　(1)児童遊園の設置目的に適合していること

　　ア　「児童に健全な遊びを提供し，その健康を増進し，自主性

　　　や社会性，創造性を高め，情操を豊かにする」という児童遊

　　　園本来の設置目的に反しないこと。

　　イ　児童遊園の機能に支障を及ぼす行為については承諾しない。

　(2)児童遊園利用者に危害を及ぼさないこと

　　　一般の児童遊園利用者の危険性を増大させる行為，一般常識

　　に照らして危険な行為並びに振動，騒音，悪臭，蛮行その他児

　　童遊園利用者及び近隣住民等に威圧的な態度や嫌悪を生じさせ

　　る行為は承諾しない。

　(3)他の利用者及び施設管理の妨げとならないこと

　　ア　児童遊園の一部又は全部を常時又は長期間定期的に使用し，

　　　他の児童遊園利用者が利用できないようにする行為について

　　　は，原則として承諾しない。

　　イ　児童遊園を汚し（軽微なものを除く），又は児童遊園を破

　　　損するおそれがある行為は承諾しない。行為の結果，児童遊

　　　園にどのような影響があるか予測し，判断する。

　　ウ　一般利用者の児童遊園利用及び児童遊園の管理に支障をき

　　　たさない箇所，方法で行われるものであること。

　(4)公共の福祉，公序良俗に反しないこと

　　ア　青少年の健全な育成を阻害し，又は阻害するおそれがある

　　　もの，政治性又は宗教性のあるもの及び人権侵害，差別又は

　　　名誉棄損となり，又はなるおそれのあるものその他児童遊園

　　　において行うことが不適切と認められるものは承諾しない。

　　イ　法令等に違反，抵触しないことはもちろん，児童遊園にお

　　　いて行うことが相応しい行為であること。

　　ウ　申請に係る行為が児童遊園管理上又は児童遊園の秩序を乱

　　　すことが予想されるときは承諾しない。

　(5)事後処理がきちんとなされること

　　ごみ処理，片付け等の原状復帰が速やかになされること。

　(6)市民等の平等利用に努めること

　　申請内容，条件等が同様であれば，一方を承諾し，他方を不承

　　諾にする等の不平等な取扱いはしない。

　(7)競技会等の催しのために児童遊園の全部又は一部を独占して

　　児童遊園において，野球，ソフトボール，ゴルフ，テニス，サ

　　ッカー，ラグビー等の球技の練習，試合，教室その他これらに

　　類する行為を行うため，児童遊園の全部又は一部を独占的に使

　　用することは，原則として承諾しない。ただし，地域住民が行

　　うグラウンドゴルフ等の軽易な球技の練習等については，承諾

　　することがある。

　(8)その他

　　ア　反社会的勢力からの申請でないこと。

　　イ　行為による収入が反社会的勢力の利益になると認められる

　　　ときは承諾しない。

お問合せ

柏市子育て支援課　TEL　０４－７１６８－１０３４